

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第3号

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程

新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条医療管理部の項中「臨床研究支援室」を「臨床研究支援室 臨床倫理支援室」に改め、同条診療部の項中「保険診療支援室」を「保険診療支援室 医師事務支援室」に改める。

第3条医療管理部の項第16号を削り、同項第17号中「前3号」を「前2号」に改め、「及び倫理問題」を削り、同号を同項第16号とし、同項に次の4号を加える。

- (17) 臨床倫理に関する指針の策定に関する事項
- (18) 臨床上生じた倫理的問題に対する助言に関する事項
- (19) 前2号に掲げるもののほか、臨床倫理に関する事項
- (20) 倫理委員会の運営に関する事項

第3条診療部の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師事務に関する事項

第3条看護部の項第8号中「第7号及び第8号」を「前2号」に改め、同条薬剤部の項第6号中「処方箋」を「処方箋」に改める。

第6条第3項の表診療部の項中「医療参事」の次に「、副部長」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。